

薬生食輸発0520第1号
令和4年5月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(米国産レモンのフェナザキン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年5月13日付け薬生食輸発0513第2号)に基づき実施しているところである。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3から米国産レモンのフェナザキンの項を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。